

企業会計審議会御中

社団法人 日本証券アナリスト協会

## 「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」について

2 月 4 日に公開された標記公開草案（以下「公開草案」）について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

国際会計基準（以下 IFRS）への対応が、世界的にコンバージェンス（収れん）から適用へ変化する中で、米国に遅れることなく、我が国も IFRS を適用する方向性を示した「公開草案」の公表を高く評価する。

昨年 11 月には米国の証券取引委員会が米国企業に IFRS を任意適用・強制適用するための「ロードマップ案」を公表しており、我が国が「公開草案」で任意適用・強制適用へのロードマップを示した意義は大きい。昨年末に欧州委員会が我が国の会計基準を IFRS と同等と評価したとはいえ、米国が IFRS を適用した場合に、我が国が IFRS の適用を拒否すれば会計基準において孤立し、日本企業が海外の金融市場で不利益を被る可能性がある。

任意適用及び強制適用の時期を可能な限り具体的に示すことは、IFRS 適用のための円滑な実務の準備につながるであろう。また、任意適用には様々な基準を設けず、対象を狭く限定しない方が、多数の企業の積極的な参加を促し、強制適用に向けた円滑な実務の準備が進むと考えられる。

任意適用時には、IFRS 採用企業と日本基準採用企業の比較可能性の低下が懸念される。しかし、単なる差異項目の列挙ではなく各項目の影響額を明示するなど、「IFRS と我が国の会計基準の重要な差異の注記」の内容を充実すれば、比較可能性は十分に保たれるであろう。

IFRS 適用における大きな課題は、質の高い IFRS（日本語翻訳版）をいかに早く作成し、我が国において一般に公正妥当な会計基準と認められない部分について、いかに早く適用の留保を決定するのかわかるであろう。翻訳作業への協力や意見発信において国際会計基準審議会（IASB）に対する我が国の影響力をいかに拡大するのか、我が国における個々の IFRS の適用を認める手続きをどうするのかを、早急に検討すべきと考えている。

## 2. 当協会の具体的な意見

「公開草案」11 ページ以降の (3) 任意適用、14 ページ以降の (4) 将来的な強制適用の検討に関して、項目ごとに当協会の具体的な意見を申しあげます。

### 【任意適用の対象】

継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている上場企業であり、IFRS に基づく適正な財務報告を作成できる体制が整っていれば、他の具体的な条件は特に設けない方が良い。任意適用の範囲をあまり狭く限定しない方が、多数の企業が積極的に参加し、強制適用に向けた準備が進むと考えられる。

### 【任意適用時の並行開示】

分析の継続性の観点から並行開示期間は長い方が望ましいが、作成者の負担感を考慮すると、導入初年度のみ開示（前年度及び当年度財務諸表各 1 年分）もやむをえない。ただし、導入後も具体的で明確な内容の「IFRS と我が国の会計基準の重要な差異の注記」を継続的に開示すべきである。例えば、会計上の利益が 1 割以上変化する差異はその要因を全て開示対象とし、単なる差異項目の列挙ではなく、各項目の影響額の明示が望まれる。

また、「初年度の並行開示（旧基準に基づく当年度分）については、監査人の監査の対象としないこと」については、賛成と反対で意見が分かれた。

### 【任意適用において適用する IFRS】

基本的に「公開草案」を支持する。我が国において一般に公正妥当な会計基準と認められない部分については適用を留保する前提で、IASB が作成した IFRS（日本語翻訳版）を適用する。なお、任意適用時には、翻訳作業の遅れ、翻訳の不備、英語と日本語による解釈の相違などの問題を考慮し、英語版の並行使用も認めるべきであろう。

また、質の高い IFRS（日本語翻訳版）を早期に確立するため、当局には翻訳作業などでの IASB への協力体制の確立とその充実に力を注いでいただきたい。

### 【任意適用の時期】

可能な限り早期に任意適用するのが望ましい。準備期間を考慮すると任意適用できる企業は少ないかもしれないが、より具体的に任意適用の時期を定めて、「2010 年 3 月期の年度の財務諸表から IFRS の任意適用を認める」などと「公開草案」に明記すべきであろう。

### 【任意適用時の個別財務諸表の取り扱い】

基本的に「公開草案」を支持し、任意適用は連結財務諸表のみを原則とする。ただし、子会社を持たないために連結財務諸表を作成していない上場企業には、「個別財務諸表への IFRS の任意適用を認める」などと明記すべきであろう。

### 【強制適用の判断の時期】

基本的に「公開草案」を支持する。米国が IFRS の強制適用の是非を判断する時期、東京

合意のコンバージェンスの期限は共に 2011 年であり、わが国が IFRS の強制適用を判断するのは「2012 年を目途とする」のが妥当であろう。さらに、「実務対応上必要かつ十分な準備期間を確保するため、決定の時から 3 年後以降に開始される決算期から全ての上場企業に強制適用する」などの記述を「公開草案」に追加し、強制適用のより具体的なスケジュールを示すことを提案する。

#### 【強制適用の対象及び方法等】

「最終的には全ての上場企業を強制適用の対象にする」と、「公開草案」に明記することを提案する。強制適用を決定した時点で IFRS を任意適用している企業数が少ない場合には、時価総額、外国人持株比率、海外売上比率などの定量基準を定め、大企業から段階的に強制適用すべきであろう。その場合、定量基準を満たさない企業が前倒しで IFRS を適用することを妨げない配慮が必要である。

#### 【強制適用時の個別財務諸表の取り扱い】

強制適用も連結財務諸表のみを原則とする。ただし、「子会社を持たないために連結財務諸表を作成していない上場企業は、個別財務諸表に IFRS を強制適用する」などと明記すべきであろう。個別財務諸表への IFRS 適用には、わが国の税法や会社法・商法との調整が必要不可欠である。個別財務諸表と IFRS による連結財務諸表との差異を縮めるため、当局にはそういった調整作業を積極的に進めていただきたい。

#### 【非上場企業の取り扱い】

海外市場の上場企業、公募社債の発行企業、金融持ち株会社傘下の銀行子会社など、財務諸表を IFRS で作成する必要性の高い非上場企業もある。これらを考慮して、上場企業の財務諸表への IFRS の強制適用と同時に、非上場企業にも任意適用するのが妥当であろう。

### 3. 重要な少数意見

検討過程で企業会計研究会の委員から出た意見のうち、上記 2. に含まれなかった重要な少数意見を、以下に列挙します。

#### 【任意適用の対象】

強制適用の時期が決まるまでは「公開草案」に例示してある範囲に留め、対象を拡大しない方がよい。

我が国の会計基準と IFRS の間で企業にとって有利な方を選べることになるため、その弊害を小さくする何らかの歯止めをかける。

#### 【任意適用時の並行開示】

企業に大きなコスト負担がかかるとは思えないので、並行開示は初年度に限らず継続的に義務付ける。

重要な差異の注記だけでなく、純利益と純資産について差分開示調整表も開示する。  
任意適用期間は IFRS の監査が不十分な場合も想定されるため、旧基準による並行開示も監査人の監査が必要と考える。

**【任意適用の時期】**

東京合意のコンバージェンスの期限が 2011 年 6 月であり、「早くても 2011 年 3 月期から」とする。

**【強制適用の判断の時期】**

強制適用の判断を「原則 2012 年 3 月末までに決定する」など、判断の時期をより具体的に明記する。

「決定した場合は 2014 年～2016 年を強制適用の目途とする」など、強制適用の実施時期を明記する。

**【強制適用の対象及び方法等】**

企業規模によって対応力に差があるため、一定基準に基づいた段階的な適用の方が良い。

**【強制適用時の個別財務諸表の取り扱い】**

連結財務諸表を IFRS、個別財務諸表を日本基準で作成する上場企業には、連結と個別の会計基準が異なることに起因する重要な差異の開示を求める。

以上